

第3回 甲府市上下水道事業推進会議 会議録

- 会議の名称：第3回 甲府市上下水道事業推進会議
- 開催日時：令和6年11月22日（金）午後3時00分～午後4時30分
- 開催場所：甲府市上下水道局 3階大会議室
- 出席委員：石平博委員、落合圭子委員、太郎良留美委員、野村千佳子委員
河西孝美委員
- 欠席委員：雨宮登美子委員
- 傍聴者数：2名
- 次第
 - 1 開会
 - 2 報告事項
 - 3 議 事
 - （1）「甲府市上下水道事業経営戦略2025（素案）」について
 - （2）その他
 - 4 事務連絡
 - 5 閉 会
- 審議内容

（会長）

それでは、次第の3「議事」になります。

（1）「甲府市上下水道事業経営戦略2025（素案）」について、事務局より説明をお願いします。

《事務局説明》

（会長）

それでは（1）「甲府市上下水道事業経営戦略2025（素案）」について、委員の皆さまのご意見やご質問等をお伺いしたいと思います。

個別に上げていきたいと思うのですが、最初に、「第1章 総論」に関しまして、

「1 策定の経緯と趣旨」から「4 計画期間」までご説明いただきました。

この中で、上下水道局の理想像となる2経営理念に関しまして、現行の戦略に記載の経営理念から、ヒトに焦点を当て、よりイメージしやすい表現に変えるとのことでした。

また経営戦略の位置づけとしましては、第2回推進会議でも説明がありましたが、甲府市総合計画を最上位計画とし、国の経営戦略の改定推進の主旨に基づくとともに、「新水道ビジョン」や「新下水道ビジョン」を踏まえた中長期の上下水道ビジョンとして位置付けているとのことでしたが、「第1章 総論」に関してご意見やご質問等がございましたらお願いいたします。

(委員)

なし

(会長)

基本的なところは継続ということかと思いますので、続きまして第2章の水道事業の経営戦略（水道事業ビジョン）に移ります。冊子の資料ですと、4ページから28ページまでとなります。

前回の推進会議でのご意見を踏まえまして、2の現状と課題と3の経営方針がリンクするような構成にしたということがご説明にあったと思います。

また、5の施策につきましては国等からの通知などを踏まえた内容となっているのですが、第2章水道事業の経営戦略（水道事業ビジョン）に関しまして、ご意見やご質問等ございますか。

(委員)

現状と課題のところで、リニア中央新幹線の基盤整備への対応が必要となってくるというところですが、先の話かもしれませんが、現時点でどの程度の施設設備が必要になってくるか、もしわかっていたら教えてください。

(事務局)

リニア中央新幹線につきましては、リニアの担当部門がございまして、そちらで事業を推進しているところでございます。

下水道については、都市施設ということで、都市計画の決定を経まして、整備していくという形になっており、現在のところは、まだ、先のことが決定していない状況であります。

（会長）

続きまして、第3章、下水道ですね、事業の経営戦略、下水道事業ビジョンに移りたいと思います。冊子の資料ですと29ページから52ページまでになります。

基本的な構成は水道事業と変わらない。

概要や現状と課題から施設等でございます。

また下水道事業につきましては、6の適正な下水道料の（2）経営回収率の向上に向けたロードマップが、補助交付金の交付要件となっているとのことですが、第3章の下水道事業経営戦略の下水道事業に関しまして、何かもしご意見等ありましたら、お願いいたします。

（委員）

経営戦略の34ページ（3）地震浸水災害の対応ということで、マンホールトイレのことが書かれているのですが、この間、総合防災訓練を実施したばかりで、国母地区は、国母小学校と南西公民館が避難所になっていまして、マンホールトイレ、能登半島なんかでトイレが非常に皆さん困っているという話を聞いて、甲府市の地区委員さんが、資料で説明を行っていただきました。

小学校等へのマンホールトイレの設置等も書いてありますが、これは甲府市31地区に全部設置を進めていくお考えなのか、それとも「等」って書いてあるので、例えば、南西公民館等の避難所にも、マンホールトイレをつけていく予定があるのかどうか。それと、マンホールトイレをせっかく作るので、他のところは普通の簡易トイレと一緒に、ビニールで固めて使うことになると思うのですが、水洗化の対応を、将来考えていっていただけるかどうか、お願いします。

（事務局）

まずマンホールトイレの設置予定箇所についてご説明いたします。

60ヶ所の指定避難所がありますが、下水道が使えないエリアがございますので、下水が供用開始されている56の指定避難所に設置を予定しています。

「等」はどこですかということですが、市役所本庁舎とこの上下水道局の庁舎を合わせて 58 ヶ所を整備していく予定でございます。

2 点目のマンホールトイレの水源については 3 種類ございます。

プールの水を利用するところ、或いは井戸水の利用をするところ、それも使えないところは河川水を利用するところがありまして、ちなみに上下水道局の庁舎につきましては、河川水を利用することになっております。

その他、井戸水を利用するところが 4 ヶ所ございますが、これはいずれもプール施設がなかったり、或いは物理的にそこまで水を引けないようなところにつきましては、井戸を掘り、井戸水を利用して排水することになっています。

(会長)

今の点よろしいでしょうか。水源も含めて、きちんと検討されているということですね。

ありがとうございました。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(会長)

では続きまして第 4 章のフォローアップに移りたいと思います。冊子の資料ですと、53 ページから 60 ページまでとなります。

経営戦略の進捗管理につきましては前回の推進会議でもご説明がありましたけれども、C A P D のサイクルで管理していくとのことでした。これは P D C A サイクルと比べるとより改善に重きを置いた管理手法ということでご説明いただいたと思います。

また、3 の経営比較分析表ですが、投資による経営と施設の状況を反映した指標を掲載してあります。指標の最終年である令和 16 年度の目標推計を示しているということでありました。

また、その各指標を総合的に改善するために、戦略推進計画にて、業務指標を設定し、進捗管理するということでしたが、この第 4 章フォローアップの部分につきましてご意見、ご質問等はございますでしょうか。

幾つかグラフが載っておりまして、甲府市だけではなくて他の事業体と比べて、いくつかの指標が比較できて、同規模とか、類似した水道事業体と比較してということでこのグラフが出来ているということです。

例えば、一番ですと、赤い折れ線が、全国と同じ規模程度の事業体、それに比べて、棒グラフの上にあるということは収支比率としては良いというふうに見ればよろしいですか。そんな形で見て、それを踏まえて、いろいろなこれからの計画案をまとめられるということだと思うのですが、いかがでしょうか。

（事務局）

参考ですけれども、この同規模の部分につきましては、64 ページの用語解説の最下段のところに、水道につきましては、給水人口の規模は 15 万人以上 30 万人未満、下水道につきましては、人口と合わせて処理密度といいまして、1 ヘクタール当たりどのぐらいの人が使っているかということで、同規模都市とした、国の分類によるものとなります。

（会長）

これまでの説明等を踏まえまして、全体で何かございますでしょうか。

もしよろしければ、皆さんで一言ずついただいてという形でお願いします。

（委員）

概要版の 3 ページで、6 番、適正な水道料金というところのロードマップが下に書いてあるのですが、ここの○（マル）が何を示しているのかわからないのと、2 番目の矢印が枠外に飛び出ているのですが、この説明がわかりにくい印象を受けます。

（事務局）

まず、○につきましては、それぞれ項目があるのですが、例えば上から 2 つ目の経営戦略の見直しでは、この○のついている年度で、経営戦略を見直しますということを表しています。そこから矢印が、欄外まで延びているのですが、ここからまた 10 年間の計画を作りますので、ここに収まらないという意味で飛び出させております。

経営戦略につきましては、今回から 4 年ごとに見直しを定期的に行いますので、その時期を表しているということになります。

同じような形で料金算定の検証は、水道料金も下水道使用料も料金算定期間を

あらかじめ定めて、その間の料金が妥当かどうかについての検証を定期的に行ってもらっております。その時期が、8年に行いますということで、今回からは、経営戦略の見直しと料金の検証の時期を一定期間で行うことによって、計画と料金に乖離が生じないようにロードマップを作らせていただきました。

（会長）

少しこの辺を補足されると、経営戦略と料金の見直しの検討が2年に1回はどちらかがあるというような順番になっているということです。

（委員）

スマートメーターと書いてあるのですが、毎月メーターを見に来て、チェックして、水道料金票を入れていただけるのですが、スマートメーターが完全に運用されれば、調査に来る方は、いらなくなるということではよろしいのでしょうか。

（事務局）

スマートメーターを全戸に設置した場合には、検針員による検針は不要になるということになります。

（委員）

今こういう時代ですから、そうなるとそういう人件費も逆に違うところに使えるということになるということです。

山梨は、富士山とか白州の水が非常によくて、大手の飲料水メーカーが入っていて、その税金を取ったらいいいのではと、県議会で、そんな話を聞いたことがあるのですが、山梨県としてそういう水の税が取れて、その税金を甲府市などの市町村で水を扱う事業にそれが反映できれば、さらに非常に役に立つのではないかと考えているのですが、その辺の情報がもしあればお聞きしたいのですが、よろしくをお願いします。

（事務局）

2～3年ほど前に税の研究会がありまして、日本水道協会山梨県支部として、参加しまして、地下水に税をかけると言われたのですが、本市ですと昭和浄水場が

その対象になる可能性もあったので、反対であることを述べてきたこともありましたが、その後は立ち止まっているようです。

（委員）

ミネラルウォーター税の件では、その税を仮に創設したとしても、その水源の環境を良くするところに使うことは、すでにサントリーなどで、自主的にやっていることもあり、二重課税になるのではないかなど、いろいろ問題がありましたが、水道事業に使うという話では、もともと使い道が違っていただようだと思います。

（委員）

冊子の 48 ページ、ロードマップのところなのですが、国庫補助要件になっているというご説明があったように聞こえたのですが、どのような形でどうなのかということを少し詳しく教えていただけませんか。

（事務局）

下水道については、全国的には普及率がそれほど高くない状況もある中では、国庫補助金が財源として認められている部分が多い状況です。

下水道事業会計は、複式簿記の公営企業会計を適用することが「できる」という会計だったのですが、近年、国から全国の公営企業に企業会計を適用するよう「要請」がございました。まずは、公営企業会計を適用して、経営状況を明らかにするということであります。

そして、経営戦略の改定においては、料金を適正に算定して事業経営を行っていく事業者には、補助金を出しますということになり、ロードマップの掲載が、交付要件となったものと理解しております。

（委員）

ありがとうございます。どうしても下水道だけは独立してやっていくのは難しいということですか。

（事務局）

下水道は、もともとの性質からすると衛生面を重視して出発していて、環境に

も影響するという事で、最初は企業会計ではない、行政的な特別会計として行っていました。

最近では、基本的に受益者負担を求める事業、例えば水道も下水もそうですし、その他でいいますと、市営バス、公共交通や温泉施設などについては、公営企業法を適用して、できるだけ自立した会計を適用するよう要請されていますので、下水道についても徐々に補助要件が厳しくなってくると思います。

（委員）

質問ではないのですが、官民連携の推進に関して、ちょっと思うところを述べさせていただきたいと思うのですけど。

水道事業というものが、長らく官が担ってきたという趣旨としては、営利を目的とすることなく、人の命とか健康に直接関連する水道事業というものを、水というものの、安全な水を安定的に供給できるっていうところがあるかと思います。

もちろん、経営の効率化ということで、民と連携することの必要性は十分、理解はしているのですけれども、営利を目的とする民間企業が参入することによって、万が一にも質が落ちてしまわないように留意していただけたらと、思うところを述べさせていただきました。

（事務局）

ありがとうございます。まさにおっしゃっていただいた通りでございまして、水道については、平成 30 年ぐらいに水道法が改正されました。運営権を民間に渡したとしても、必ず公が関与しなければならないという内容で、また営利だけに走ることがないように、その辺はしっかりと考えて、行っていきたいと思っています。

（会長）

ありがとうございます重要なご指摘で、やっぱりそこを心配される方もあるかと思いますが、徐々にこういうところも含めて検討して、ということになるかと思っています。

ご意見、ご質問いただきましてありがとうございます。

それでは、その他に何かあればということですが、いかがでしょうか。

(意見なし)

(会長)

よろしいでしょうか。それでは、ありがとうございました

以 上